

平成 28 年 8 月 24 日

内閣官房東京オリンピック競技大会・  
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

## 2020 年以降を見据えた文化プログラム 「beyond2020 プログラム」について

### <beyond2020 プログラムについて>

2020 年は日本の文化を世界に発信する絶好の機会であり、2020 年東京大会に向けて進められる、多様な文化関連プログラムを、関係機関が一体となって効果的に推進するため、昨年 11 月に関係省庁、東京都、大会組織委員会の参画を得て、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」を設置。

同会議において、本年 3 月に 2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020 プログラム」として認定し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開する事を決定。

### <認定対象事業>

beyond2020 プログラムを通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、すべての人が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、一定の要件を満たす日本文化の魅力を発信する事業・活動等を beyond2020 プログラムに認定する。

### <認定対象者>

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 商工会議所等の経済団体
- カ 株式会社、一般社団法人、一般財団法人ほか、法人格を有する団体
- キ アからカまでに掲げる者に準ずると認められる団体

### <認定方法>

- ・当初は内閣官房（外部委託する事務局）が、認定基準に基づき審査・認定
- ・希望する省庁、都道府県、商工会議所等においては、順次体制が整い次第、審査・認定権限を委譲
- ・認定を受けた事業・活動については、ロゴマークの使用が可能となる。

### <beyond2020 プログラムに係る今後のスケジュール（予定）>

- 9月下旬 文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議
- 10月上旬～ beyond2020 先行プログラム実施
- 11月中旬 beyond2020 ロゴマークの発表
- 12月上旬～ beyond2020 プログラム認定開始